

就学援助費の給付申請をされる皆様へ

就学援助制度とは、経済的理由により就学が困難であると認められる、小学校・中学校の児童生徒がいる保護者の方に、学用品費や給食費等の一部を援助するものです。

援助の対象となる方の目安

- 生活保護法により保護を受けている世帯（申請の必要はありません）
- 世帯の前年収入額の合計が、生活保護基準による最低生活費から算出される基準額以下の世帯（基準額は世帯員の年齢、家賃、社会保険料などによって異なるため、申請を受けてから審査を行います。）

※対象となる収入の目安（令和3年度実績）

世帯人数	世帯構成 ※小学生は「小」と表しています。	給与収入限度額 (持家)	給与収入限度額 (賃貸住宅)
2	親、小	264万円	355万円
3	親、0～2歳、小	316万円	430万円
3	親、親、小	354万円	435万円
4	親、小、小、小	405万円	500万円
4	親、親、0～2歳、小	362万円	460万円
5	親、親、小、小、小	450万円	545万円
6	親、親、小、小、小、小	518万円	620万円

- 生計維持者の失業、病気、災害等などにより収入が著しく減少すると認められる世帯

提出について

- 提出先 秦野市教育委員会学校教育課窓口（秦野市役所教育庁舎2階）
※郵送申請を希望される場合は、事前に電話かメールで学校教育課あてに次のことをお知らせください。 ■申請者と児童生徒の氏名 ■電話番号 ■発送予定日
- 提出期限 **令和4年4月28日（木）（必着）**
受付時間：8時30分から17時まで
※令和4年4月分から1年間分の給付を受ける場合又は、新入学児童生徒学用品費の給付を希望される場合は、上記期限までに御提出ください。
- 注意事項
 - 令和3年度に就学援助の認定を受けた方も、引き続き援助を希望される場合は、必ず申請してください。申請がない場合は、更新されません。
 - 年度の途中に秦野市に転入された方や、年度内に世帯状況が変わった方で、就学援助を希望される場合は、1月まで随時受け付けます。この場合の給付額は、認定された月からの月割額になります。
 - 被災により、就学が困難な児童・生徒の保護者の方は、申請書を提出する際に、罹災証明書または被災証明書を御提示ください。

提出書類等

※4月から6月申請時において、所得の証明ができる書類を6月末までに御提出いただけない場合は、保留扱いとしていた申請書をいったん返却いたします。7月以降の申請は、申請時にすべての書類が整っている必要があります。

1 就学援助申請書「就学援助費給付申請書兼世帯票」

秦野市立小・中学校、駅連絡所、各公民館、学校教育課にあります。

2 令和4年度（令和3年分）の所得の証明ができる書類（児童生徒と生計を共にする者全員分）

《単身赴任で児童生徒と生計を共にする者、高校生・大学生のアルバイト等も含む》

(1)から(4)のうち、いずれかの方法で証明してください。

- (1) 市民税・県民税申告受付書の写しを提出
- (2) 源泉徴収票の写しを提出
- (3) 確定申告書の本人控の写しを提出
- (4) 課税証明書を提出（市役所本庁舎2階の資産税課で6月以降発行されます）

※令和4年1月1日時点で、他市区町村に住民登録をしていた場合には、その時点で住民登録をしていた市区町村で取得してください。

※ 課税証明書を提出される方へ

提出期限までに申請書と家賃等の証明の写しを学校教育課まで提出し、課税証明書については、6月以降に取得後提出する旨を必ず申し出てください。

3 家賃等の証明の写し（契約者名・金額が分かるもの）※持ち家の方は、提出不要

- (1) 対象者
賃貸住宅、単身赴任、大学生の兄弟等の一人暮らし等、家賃の支払いが生じている世帯
- (2) 提出書類
契約書、領収書、家賃が引き落としされている箇所の通帳の写し等
- (3) 注意事項
家賃等の証明が未提出の場合は、家賃の支払いが無いものとして審査します。（審査基準が厳しくなります。）

審査について

- 1 審査結果
収入状況、家族構成及び申請理由などを総合的に審査し、6月下旬に結果を通知します。
- 2 個人情報管理
認定者名簿は、学校・教育委員会の両者で、厳重に管理しております。

給付内容及び時期（令和3年度実績）

学校・学年別 給付費目	小学校			中学校		給付月 (予定)
	新小1年	1年	2～6年	1年	2～3年	
新入学児童生徒 学用品費等 (入学前支給)	51,060円	—	60,000円 (6年)	—		3月上旬
新入学児童生徒 学用品費等 (入学後支給) ※前年度に入学前支給 を受けていない児童 生徒が対象	—	51,060円	—	60,000円	—	7月上旬
学用品費等 (年額)	—	11,630円	13,900円	22,730円	25,000円	7・12・3月下旬
校外活動費 (年間限度額)		1,600円		2,310円		
通学費		特別支援学級の児童生徒(公共交通機関利用分)				
給食費	—	実費 ※		実費 ※		7月下旬
修学旅行費 (年間限度額)	—	22,690円 (6年)		60,910円 (3年)		実施後
オンライン学習 通信費	—	自宅でオンライン学習を開始した月から 月額1,000円				7・12・3月下旬
眼鏡購入費	—	実費(限度額有)		実費(限度額有)		医療機関等へ支給

※ 給食費について

6月までの実費分は保護者へ給付し、7月以降は直接給食費の支払いに充てます。

給付内容についての注意事項

- (1) 学用品費等は、年額分を3期に分割して各学期末に給付します。
- (2) 途中認定の場合は、認定月分からの給付となり、給付されない費目もあります。
- (3) 給付時は、保護者に通知します。
- (4) 通学費は、特別支援学級在籍者で公共交通機関利用者のみが対象となります。
- (5) 就学援助費の給付は、原則、届け出された保護者名義の銀行口座へ振り込みます。
ただし、給食費・学用品費等に未納があった場合には、学校を經由して現金給付することがあります。
- (6) 眼鏡券の発行を希望される場合は、学校教育課へ御連絡ください。
- (7) 新入学児童生徒学用品費を受給済の方は、入学後支給の対象にはなりません。
- (8) 修学旅行費の給付は、修学旅行実施の月までに認定になっている方が対象です。

眼鏡購入等助成事業について

就学援助の認定を受けた方のうち、視力の低下や遠視・乱視のため学習に支障があるお子様の眼鏡購入にかかる費用を助成します。

1 対象者

眼科医が眼鏡の作成を必要と判断した児童生徒。

2 助成の条件

- (1) 眼鏡をかけることにより、視力の矯正が可能と医師が証明した場合
- (2) 現在使用している眼鏡が合わなくなった場合や破損した場合

※ 弱視等治療用眼鏡は対象外です。

3 助成内容

眼鏡購入費 上限 16,000円

4 援助方法

対象となる保護者に対し、次のいずれかの方法で援助します。

- (1) これから眼鏡を購入する方に対する援助

眼科医で受診後、処方せんを添えて、眼鏡購入前に教育委員会に申し出ていただくことで、実費相当分（上限あり）を援助します。

- (2) 眼鏡を購入した方に対する援助（就学援助の認定を受けた方の場合）

令和4年4月1日以降に眼鏡を購入した方に対し、教育委員会に申し出ていただくことで、実費相当分（上限16,000円）を援助します。

5 申請方法及び申請に必要なもの

(1) 眼鏡購入前に申請する場合	① 申請書 ② 眼科医で処方された処方箋（写）を学校教育課へ提出してください（郵送可）。後日「眼鏡券（眼鏡注文書）」を御自宅に郵送しますので、眼鏡購入の際に眼鏡店へ提出してください。
(2) 眼鏡購入後に申請する場合	① 申請書 ② 眼科医で処方された処方箋（写） ③ 眼鏡店で眼鏡購入時に発行された領収書（原本）を学校教育課へ提出してください（郵送可）。 ④ 後日就学援助費振込口座へ振り込みます。

新入学児童生徒学用品費前倒し支給について

令和4年度に就学援助の認定を受けた方のうち、小学校6年生の児童がいる世帯は、中学校入学前（3月上旬）に、給付します。（別途申請は、不要です。）

令和5年度に小学校へ入学される児童がいる世帯で、前倒し支給を希望される場合、今回就学援助の認定を受けた方であっても、12月頃に「前倒し支給専用の申請」が別途必要となりますので、注意してください。

問い合わせ先

〒257-8501 秦野市桜町一丁目3番2号
秦野市教育委員会 教育庁舎2階 学校教育課
電話 0463(84)2785（直通）
メール g-kyouiku@city.hadano.kanagawa.jp